

TOYOGAWA

YOUSUI

豊川用水

水土里ネット豊川総合用水

みどり
水土里ネット編集発行／豊川総合用水土地改良区
豊橋市今橋町8

TEL.0532-54-8278

FAX.0532-54-8292

U R L／<http://www.toyosou.jp>E-mail／toyogawayousui@toyosou.jp

Vol.91 2024 WINTER 令和6年1月1日発行

謹賀新年

大輪の菊『ディスバッドマム』

ディスバッドマムとは、蕾や脇芽を取り除き、一輪の花に栄養分を集中させることで、大きく豪華に咲かせた菊です。その見た目から、結婚式やフラワーアレンジメントなどに多く使用されています。

田原市村松町の渡辺康宏さんが、1本の茎から手掛けたディスバッドマムは、年間で3回、農協を通じて、全国に出荷されています。



主な 内容

理事長挨拶2
豊川用水から次世代農業を展望する総合政策提案について...3~4
第37回臨時総代会開催の報告・新役員紹介・令和4年度収支決算書...5

財産目録・貸借対照表総括表6
組合員のみなさまへ・土地改良区への届け出 Q&A...7
豊川用水上下流交流事業・子ども絵画展・お問い合わせ先...8



新年ご挨拶

理事長 小久保 三 夫

明けましておめでとうございます。

組合員の皆様には、ご健勝にて希望に満ちた新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

平素から皆様には、豊川水系に係る維持管理事業及び豊川用水二期事業につきまして、格別のご支援とご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

さて、近年の世界情勢は、ロシアのウクライナ侵攻など、社会・経済活動の混乱等に起因した、食料安定供給の危惧、肥料や飼料の価格上昇、電気料金の高騰、さらには気候変動に伴う災害の激甚化が顕著となっています。それに加え、国内農業が抱える多くの問題である『農業従事者の高齢化・担い手不足』『耕作放棄地の増加』『諸外国との価格競争』など、様々な要因により、農業生産を取り巻く環境は、大変厳しいものとなっています。

このような情勢の中、当土地改良区では、当地域の農業を、将来にわたり持続的な営農を達成するため、豊川用水を核とした、国土強靱化をはじめ、農業水利施設を活用した再生可能エネルギー、スマート農業、環境負荷軽減等、農業を取り巻く環境整備について総合的に検討し、次世代に繋がる農業構造の在り方について、提案を取りまとめ、当地域における農業の活性化と、全国からの営農希望者を受け入れる地域づくりのため、8つの総合政策提案を作成しました。また、昨年中には、農林水産省、水資源機構及び愛知県へ説明し、ご理解をいただきました。

今後は、この東三河地域がロールモデルとなり、未来へ繋げる新しい農業地域となるよう提唱するため、愛知県と水資源機構が母体となり推進していく協議会を立ち上げ、総合的に検討・展望を進めていく所存であります。

この地域が、更なる発展を遂げられるよう、今後とも役職員一丸となり、適切な配水管理及び管理運営に一層邁進してまいりますので、引き続き、皆様のご指導とご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

豊川用水から次世代農業を展望する 総合政策提案について

豊川用水地域における農業の現状と、全国の農業経営状況における今後の見通しを危惧し、8つの提案を作成しました。本提案を、農林水産省、水資源機構及び愛知県等へ説明し、早期実現に向けて、働きかけをしています。

1 スマート農業を見据えた 農地基盤づくり

1ha以上の集約農地づくり、次世代通信技術『6G』との連動も考慮した、農地基盤づくりを推進する。



ドローンによる生育状況の情報収集



2 防災・減災対策の推進

水資源機構の制度拡充により、支線水路等が末端支配面積に関係なく実施可能となったため、南海トラフ地震や気候変動による風水害の対策を講じた、更新事業を推進する。

(対象施設:約300か所の揚水機場)

高台に位置するファームpond



3 豊川用水二期事業の 積極的な推進

豊川用水施設を再点検し、耐震対策、老朽化対策が必要な施設については、事業化を図りつつ、現二期事業を積極的に推進する。

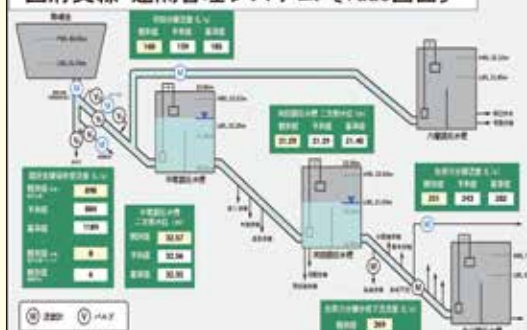
揚水機场上屋の老朽化状況



4 デジタルの積極的な導入

揚水機場・調整池等へICT(情報通信技術)・AI(人工知能)を導入し、水と電力を効率的に運用する。また、この導入により、働き方改革につなげ、管理労力の軽減を図るとともに、組合員への広報活動にも別途利用する。

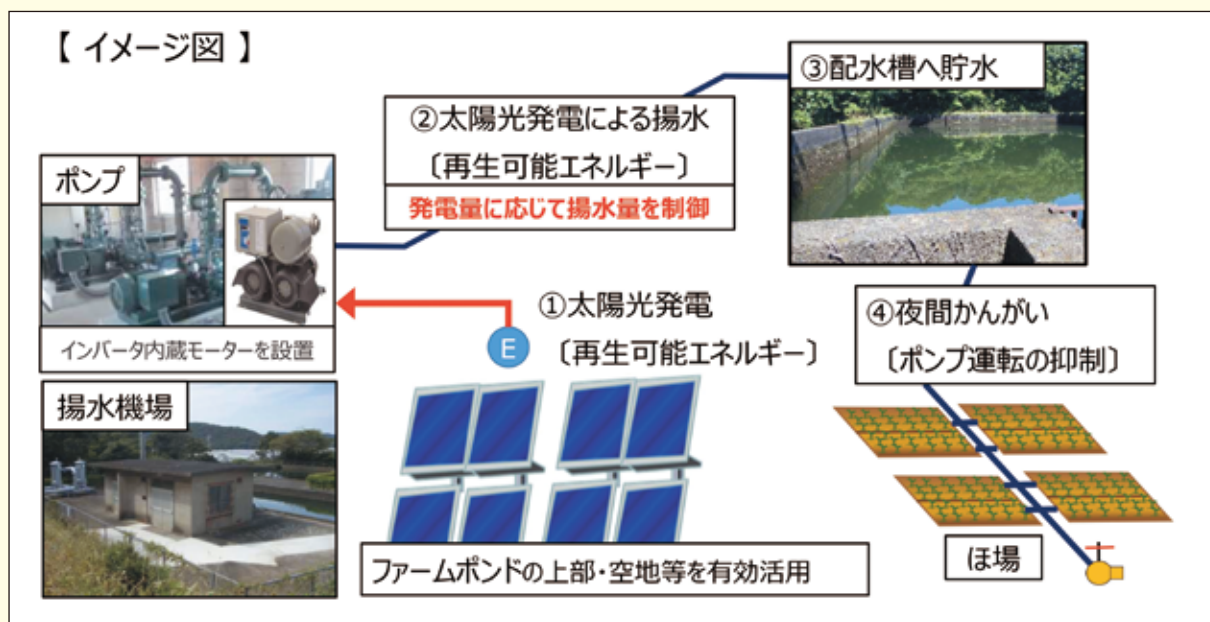
国府支線 遠隔管理システム[idas画面]



5 カーボンニュートラルへの実装化・運用開始

ファームポンド上部や空き地を有効活用し、太陽光発電設備を導入し、その電力で直接、インバータ内蔵モーターを稼働させ、地産地消エネルギーを供給する。

(対象施設:約300か所の揚水機場・蓄電池併用)



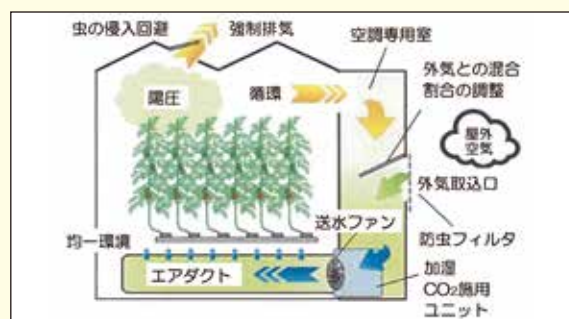
6 脱炭素・水源地涵養林対策への取り組み

地域振興を考慮し、揚水機場上屋の更新時には、三河材(水源地産)を活用する。



7 CO₂供給基盤整備計画

施設園芸の生産性向上のため、企業等で発生した二酸化炭素(CO₂)を、新たに整備した管網等により、セミクローズド・パイプハウスに供給する『CO₂循環型地域社会』の構築に向けて検討する。



8 豊川用水次世代農業推進協議会(仮称)の設置

農林水産省、水資源機構、農研機構、愛知県、関係市、豊橋技術科学大学、愛知大学、豊川総合用水土地改良区等で構成する本会を立ち上げ、総合的に検討・展望を開くことで、豊川用水地域の農家に対して奮起を促すとともに、全国からの営農希望者の受け入れを支援する。

第37回臨時総代会を開催しました

令和5年11月17日午前10時より、ライフポートとよはしにて、多数のご来賓、顧問、参与のご臨席を賜り、第37回臨時総代会を開催しました。議長には、田原市の小久保邦敏総代が選出され、令和4年度決算の承認、役員の補欠選任などについてのご審議をお願いし、提出した9議案の全てが、原案のとおり可決承認されました。



【総代会提出議案】

- | | |
|----------------------------------|--------------------------------|
| 第1号議案 令和4年度事業報告の承認について | 第5号議案 令和4年度財産目録の承認について |
| 第2号議案 令和4年度一般会計収支決算の承認について | 第6号議案 令和4年度貸借対照表の承認について |
| 第3号議案 令和4年度職員退職給与特別会計収支決算の承認について | 第7号議案 令和5年度一般会計補正予算の議決について |
| 第4号議案 令和4年度農地転用特別会計収支決算の承認について | 第8号議案 令和5年度農地転用特別会計補正予算の議決について |
| | 第9号議案 役員の補欠選任について |

新役員紹介

第37回臨時総代会において、理事5人の補欠選任が行われ、次の方々が就任されました。(任期:令和8年11月28日まで)



退任された役員

- | | |
|-------------------|----------------|
| 副理事長 高橋 義晴 (豊橋市) | 理事 河邊 敏一 (田原市) |
| 副理事長 小久保 武彦 (田原市) | 理事 中川 弘朗 (田原市) |
| | 理事 中川 文男 (田原市) |

第37回臨時総代会において、令和4年度の収支決算、財産目録、貸借対照表が承認されました。

令和4年度収支決算書

一般会計

(単位:円)

収 入		支 出	
款	決算額	款	決算額
土地改良事業収入 賦課金など	616,733,375 (70%)	土地改良事業費支出 全地区の維持管理費	315,792,716 (39%)
補助金等収入 県・市などからの補助金等	119,326,678 (14%)	配水系管理事業費 新城地区の維持管理費	35,036,682 (4%)
交付金収入 適正化事業の交付金	8,100,000 (1%)	一般管理費支出 運営事務費など	140,992,521 (17%)
受託料収入 業務受託料	9,343,400 (1%)	土地改良事業負担金支出 水資源機構の管理費など	159,981,331 (20%)
基本財産運用収入 特定資産運用収入 基金の取崩金	5,840,751 (1%)	借入金返済支出 支払利息 水資源機構の償還金など	39,697,177 (5%)
他会計繰入金 特別会計からの繰入金	34,109,442 (4%)	固定資産取得支出 車両などの購入費用	4,156,048 (1%)
附帯事業収入 基本財産取崩収入 特定資産取崩収入 寄付金収入 雑収入 借入金収入 固定資産売却収入 利息・各種手数料など	19,845,067 (2%)	基本財産積立支出 特定資産積立支出 他会計繰出額 特別会計・基金への繰入金	115,222,898 (14%)
繰越金	65,844,010 (7%)	予備費	0 (0%)
合 計	879,142,723	合 計	810,879,373
歳入額 歳出額 翌年度繰越金	879,142,723円 810,879,373円 68,263,350円		

職員退職給与特別会計

(単位:円)

収 入		支 出	
款	決算額	款	決算額
特定資産運用収入	123,099	退職手当	19,143,275
他会計繰入金	20,000,000		
繰越金	173,831,856		
合 計	193,954,955	合 計	19,143,275
歳入額 歳出額 翌年度繰越金	193,954,955円 19,143,275円 174,811,680円		

農地転用特別会計

(単位:円)

収 入		支 出	
款	決算額	款	決算額
土地改良事業収入	37,766,104	特定資産積立支出	2,482,932
附帯事業収入	1,553,200	他会計繰出額	34,109,442
特定資産運用収入	1,073,101		
他会計繰入金	56,717,898		
繰越金	375,055,690		
合 計	472,165,993	合 計	36,592,374
歳入額 歳出額 翌年度繰越金	472,165,993円 36,592,374円 435,573,619円		

財産目録

令和5年3月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	【175,488,940】	流動負債	【97,712,834】
現金及び預金	47,380,714	未払金	96,752,834
未収賦課金	9,900,556	短期未払金	960,000
その他未収金	118,207,670	固定負債	【1,484,451,640】
固定資産	【1,860,726,638】	その他の長期借入金	336,726,239
基本財産	552,219,657	職員退職給付引当金	174,811,680
特定資産	1,218,855,099	転用決済金引当金	632,855,721
その他固定資産	89,651,882	庁舎維持引当金	112,960,000
繰延資産	0	災害等引当金	196,318,000
		施設更新引当金	30,000,000
		長期未払金	780,000
資産合計	2,036,215,578	負債合計	1,582,164,474
		正味財産の部	454,051,104

※【 】書きは、項目の合計額

貸借対照表総括表

令和5年3月31日現在

(単位:円)

科 目	一般会計	職員退職給与 特別会計	農地転用 特別会計	内部取引 消去	合 計
資産の部					
流動資産	【152,529,893】	【20,000,000】	【2,959,047】		【175,488,940】
現金及び預金	47,380,714	0	0		47,380,714
未収賦課金等	9,900,556	0	0		9,900,556
その他未収金	95,248,623	20,000,000	2,959,047		118,207,670
固定資産	【1,250,913,539】	【173,153,093】	【436,660,006】		【1,860,726,638】
基本財産	552,219,657	0	0		552,219,657
特定資産	609,042,000	173,153,093	436,660,006		1,218,855,099
その他固定資産	89,651,882	0	0		89,651,882
繰延資産	0	0	0		0
資産合計	1,403,443,432	193,153,093	439,619,053	0	2,036,215,578
負債の部					
流動負債	【75,325,987】	【18,341,413】	【4,045,434】		【97,712,834】
未払金	74,365,987	18,341,413	4,045,434		96,752,834
短期未払金	960,000	0	0		960,000
固定負債	【676,784,239】	【174,811,680】	【632,855,721】		【1,484,451,640】
その他の長期借入金	336,726,239	0	0		336,726,239
長期未払金	780,000	0	0		780,000
施設更新引当金	30,000,000	0	0		30,000,000
庁舎維持引当金	112,960,000	0	0		112,960,000
災害等引当金	196,318,000	0	0		196,318,000
職員退職給付引当金	0	174,811,680	0		174,811,680
農地転用引当金	0	0	632,855,721		632,855,721
負債合計	752,110,226	193,153,093	636,901,155	0	1,582,164,474
正味財産の部					
指定正味財産	【0】	【0】	【0】		【0】
補助金等	0	0	0		0
一般正味財産	651,333,206	0	△197,282,102		454,051,104
正味財産合計	651,333,206	0	△197,282,102	0	454,051,104
負債及び正味財産合計	1,403,443,432	193,153,093	439,619,053	0	2,036,215,578

※【 】書きは、項目の合計額

組合員のみなさまへ

納入証明書を同封しました

令和5年11月末までに賦課金を納めていただいた方に、納入証明書を同封してあります。領収書に替わるものですので、大切に保管してください。

組合員資格得喪通知書〈名義変更の届出書〉の記載事項について

相続における組合員資格得喪通知書をお届けの際、受益地の記載不備が多くなっています。その多くは、固定資産税が非課税となる土地の記載漏れであり、各自治体から発行される固定資産税・都市計画税納税通知書を確認するだけでは、非課税の土地情報が不足することがあるため、各自治体にお問い合わせのうえ、記載事項に不備が無いよう、記載及び届出願います。

※問い合わせには、所定の手続き、手数料が発生する場合がありますので、ご承知置き下さい。

各自治体問い合わせ先

豊橋市役所財務部資産税課 (0532) 51-2215 田原市役所総務部税務課 (0531) 23-3510
新城市役所総務部税務課 (0536) 23-7615 豊川市役所財務部資産税課 (0533) 89-2130
蒲郡市役所総務部税務課 (0533) 66-1113

土地改良区への 届け出について Q & A

組合員のみなさまから寄せられた疑問にお答えします。

Q1

法務局や農業委員会で所有者の変更手続きをしたのに、前の所有者宛に賦課金通知書が届いたんだけど？



A1 ※1

組合員名義の変更には、土地改良区への届け出が必要です。次のような時には必ず届け出をして下さい。

- ・組合員の方が亡くなられた場合
- ・農地を売買または交換した場合
- ・住所や氏名に変更があった場合
- ・経営移譲した場合

Q2-1

農地の地目を変えて、宅地や駐車場にしたいんだけど？



Q2-2

決済金って何？
どうして払うの？

A2-1

農地を転用する場合には、土地改良区への申請と決済金の納付が必要です。

A2-2 ※2

決済金とは、受益面積が減ることにより、他の受益地への負担が重くならないように、残りの事業償還金等を一括して支払っていただくものです。

注意

※1 賦課金が未納になっている受益地を売買等すると、新しい組合員に未納金の支払い義務が生じます。(土地改良法第42条第1項(権利義務の承継))

※2 公共用地(道路、河川等)として買収された場合も、土地改良区への申請と決済金の納付が必要です。

※届け出については、財務課、豊橋・田原・豊川管理事務所にお問い合わせください。

(連絡先は最終ページの下段をご覧ください)

なお、各種用紙はホームページ(<http://www.toyosou.jp>)からダウンロードすることもできます。

豊川用水上下流交流事業

令和5年8月1日、新城市庭野小学校の児童と保護者を招き、上下流交流事業を実施しました。この事業は、水源地の水が下流域でどのように有効活用されているかを学習してもらう目的で、毎年夏に実施しています。

第7回目となる今年は、豊川用水を利用したメロン栽培を見学したのち、万場調整池にて豊川用水施設について見学、学習してもらいました。



未来へつなごう！ ふるさとの水土里2023 子ども絵画展

全国水土里ネット主催のこの絵画展は、絵を通じて、未来を担う子どもたちにふるさとの素晴らしさに目を向けてもらうことで、農業・農村への関心を高め、農業と豊かな自然、美しい風景を未来へと引き継いでいくことを目的としています。

今年は全国から約3,000点の応募があり、当土地改良区を通じて出展した作品の中から、入選1点、水土里ネット豊川総合用水理事長賞1点、佳作3点が選出されました。

※こちらの作品とその他の優秀作品は、全国水土里ネットのホームページでご覧いただけます。

「川べのカマキリ」
〈豊川市立宮南部小学校〉
伊藤蓮基さん



賞
入選

「パパのトラクター」
〈豊橋市立豊南小学校〉
彦坂侑希さん



賞
水土里ネット豊川総合用水理事長賞

お問い合わせ先

事務局

豊橋市今橋町8
TEL.0532-54-8278

総務課

財務課

管理課

窓口

賦課金や組合員の名義について
漏水や施設の破損について
通水・配水について
農地転用について
その他のことについて

▶ 財務課
▶ 豊橋・田原・豊川管理事務所
▶ 豊橋・田原・豊川管理事務所
▶ 豊橋・田原・豊川管理事務所
▶ 総務課

豊橋管理事務所

豊橋市(豊橋北西部を除く)

豊橋市今橋町8

TEL.0532-54-8278 休日・夜間090-7439-4882

田原管理事務所

田原市

田原市加治町大新子42-1

TEL.0531-22-1702 休日・夜間は転送されます

豊川管理事務所

新城市、豊川市、蒲郡市、豊橋北西部

豊川市八幡町東赤土60-5

TEL.0533-56-2711 休日・夜間は転送されます

地面から水が噴き出していたり、何か異常を見つけた時には、ご連絡ください!

